

入札談合行為の誘発・助長行為の防止について

社団法人日本建設機械化協会では、平成19年3月8日付で国土交通省から要請のありました、事業者の「入札談合行為の誘発・助長行為の防止について」に関し、会長より、当協会に在職したものが、当協会に勤務していた時期にも事業者の入札談合行為を誘発・助長する行為を行っていたと指摘されたことに遺憾の意を表すと共に、役員及び全職員に対し、建設事業の機械化という当協会の果たすべき公益活動に専念し、社会貢献を果たすよう指示しました。併せてこれまで以上の厳正な綱紀粛正と法令遵守に万全を期すよう指示したところであります。

また、今後は、先般定めました「社団法人日本建設機械化協会の組織行動規範」の周知徹底とコンプライアンス専門の研修を行うなどコンプライアンスの徹底に努め、さらには、法令違反に対する厳正な対処を周知するなどの確に伝えていく所存であります。

関係各位には、なにとぞこれからも当協会の活動に、これまで以上のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年3月14日

社団法人 日本建設機械化協会
会 長 小野 和日児

(注) 国土交通省から要請のあった「入札談合行為の誘発・助長行為の防止について」とは、

平成19年3月8日付けで、国土交通省発注の水門設備工事に関して、国土交通省の職員が退職後(社)日本建設機械化協会に在籍中に、落札予定者についての意向を表明するなど、事業者の入札談合行為を誘発・助長する行為を行ったとして、公正取引委員会から国土交通省に対して、当協会を指導するよう要請があり、国土交通省より当協会へ、所属の役員及び職員が事業者の入札談合行為を誘発・助長するような行為に及ぶことのないよう適切な措置を講じるよう要請があったことを指します。